

2026年度事業計画変更の件 (第3号議案補足資料)

電力広域的運営推進機関

- 2026年度事業計画は、第4章「次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理等を踏まえた対応」について、本年12月に施行される**電気事業法の改正を受けて、「電源及び系統整備等に対するファイナンス支援」という章立てに変更し、経済産業大臣が認定した地域内送電線等の整備等計画及び大規模電源の整備等計画に基づく資金の貸付け業務を新たに開始**することになるため、その融資制度の実施主体として組織体制を強化し、ファイナンス支援を適切に実施する旨記載。
- また、同章に、**地域内送電線等の整備等計画については、経済産業大臣の認定に先立ち、本機関が工事概要及び系統整備に要する費用の妥当性について評価を行う**旨記載。

現行

4. 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理等を踏まえた対応

昨年12月にとりまとめられた次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理等において、電源・系統への投資に対するファイナンス支援、ワット・ビット連携等に資する地内系統の計画的な整備を促す仕組み、量的(kWh)な供給能力の確保に向けた枠組み等について方向性が示され、国において法整備に向けた取組が進んでいるところである。

電源・系統への投資に対するファイナンス支援等については、本機関が担うことが想定されているため、必要な法改正等がなされることを念頭に、国とも連携して政策の具体化に向けた検討を進め、必要な措置を講じる。



変更

4. 電源及び系統整備等に対するファイナンス支援

本年12月に施行される電気事業法の改正により、一般送配電事業者等が策定する地域内送電線等の整備等計画や大規模発電事業者が策定する大規模電源の整備等計画を経済産業大臣が認定し、本機関が設備整備等に必要な資金の貸付を行う融資制度が創設される。本機関は、本融資制度の実施主体として、総務部に融資管理室、企画部に電源融資の担当ライン、系統計画部に系統融資の担当ラインを設置することにより、組織体制を強化し、経済産業大臣が定める貸付基準等のルールの下、ファイナンス支援を適切に実施する。

また、地域内送電線等の整備等計画の認定に先立ち、本機関は、当該計画の工事概要及び系統整備に要する費用に関して、技術的な観点からその妥当性を評価する。

- その他、6－1「組織運営・ガバナンスの強化」について、電気事業法の改正に伴う細かな表現の修正を実施。
- また、末尾の「電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表」について改正電気事業法の条文に基づいた修正を実施。

《2026年度事業計画の構成（変更箇所）》

1. 全国の供給力等の確保や需給の的確な管理

1-1 中長期的な需給動向の把握

- ・ 供給計画を通じた需給管理／将来の需給シナリオの検討

1-2 供給力の確保を促進する取組

- ・ 容量市場、長期脱炭素電源オークション／予備電源制度

1-3 調整力等の確保の取組

- ・ 需給調整市場、同時市場の検討 等

1-4 需給監視及び安定供給確保の実現

- ・ 需給検証、電力需給確認／需給悪化時の会員への指示 等

2. 次世代電力ネットワークの実現に向けた取組

2-1 広域系統の整備

- ・ 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討／広域系統整備計画の推進／系統整備の事業環境整備 等

2-2 系統利用及び運用の高度化

- ・ 地域間連系線等の管理／系統利用高度化・混雑管理／作業停止計画等の調整／効率的なアクセス業務 等

3. 再生可能エネルギーの適切な導入促進

- ・ FIT・FIP入札・交付金交付等業務／廃棄費用積立制度／違反事業者に係る交付金相当額積立措置 等

4. 電力・系統への投資に対するファイナンス支援

- ・ 電気事業法の改正を受けた大規模送電線・電源の整備を促進する融資制度の実施、組織体制の強化／地内送電線の整備計画に関する妥当性評価等

5. システムの整備・安定運用

- ・ 広域機関システムの機能追加及び安定運用確保／その他システムの機能追加・改良及び安定運用確保 等

6. 事業を支える基盤整備及び組織運営・ガバナンスの強化

- ・ 組織運営・ガバナンスの強化／人材確保・人材育成の強化／情報収集・発信機能の強化／その他必要な取組

電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

- 本機関は、既に、地域間送電線等の整備に対する融資業務を担っているが、本年7月に成立した改正電気事業法により、**地域内送電線等や大規模電源に対する融資業務が追加される。**
- 融資の財源については、JEPXから直接納付されていた値差収益に代わり、**財政投融资等を活用。**

第2回電力事業環境整備
ワーキンググループ（2026年
7月28日）資料3 抜粋

電気事業法の一部を改正する法律の概要

資料3

背景・法律の概要

- ✓ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化により国際的なエネルギー情勢が変化する一方、国内ではDXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれている。
- ✓ こうした中で、電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進するべく、大規模な地域内・地域間送電線の整備の促進や大規模電源の整備の促進等による供給力の確保、電気事業の安定的・持続的発展のための環境整備、太陽電池発電設備等の安全性の向上等に関する措置を講じる。

1. 大規模送電線・大規模電源の整備の促進等

(1) 大規模送電線（地域内送電線・地域間送電線）の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が一般送配電事業者等の地域内送電線等の整備計画を認定し、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）※が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融资等を活用）。
※電気事業の広域的運営の推進のため、電気の需給状況の監視や供給力の確保の促進等を行う認可法人
- ② 電力広域機関が行っている一般送配電事業者等に対する地域間送電線等の認定計画に基づく整備等に必要な資金の貸付けの原資を拡充する（財政投融资等を活用）。
- ③ 広域での電力取引によって生じる資金（値差収益※）を国庫納付することとし、電力広域機関への補助を通じた地域間・地域内送電線の整備等に活用する。
※卸電力取引所において電気を北海道・東京などの供給エリアを越えて売買するときに発生する差額

(2) 大規模電源の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が大規模発電事業者の大規模電源の整備計画を認定し、電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融资等を活用）。
- ② 大規模発電事業者が大規模電源を休廃止する際に、一般送配電事業者等と事前に協議を行うことを定める。

2. 電気事業の安定的・持続的な発展のための環境整備

(1) 小売電気事業の事業環境整備

- ・ 小売電気事業の適正化のため、小売電気事業者の登録取消事由に一定期間の休止等を追加する。

(2) 電力取引の促進

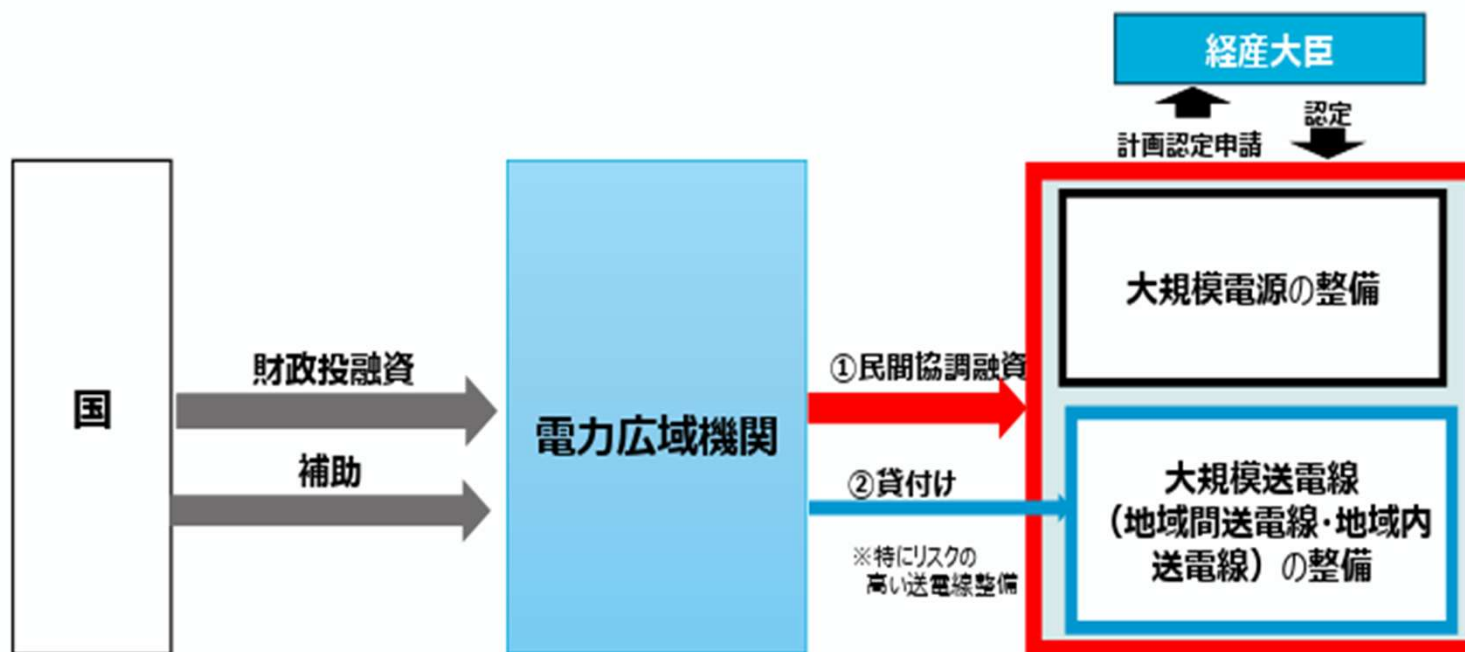
- ・ 現行の翌日市場（翌日の電力の取引を行う市場）に加えて、今後、安定供給の確保の観点で重要となる中長期市場（翌々日以降の将来の電力の取引を行う市場）や需給調整市場（需給バランスを一致させるために必要な電力（調整力）の取引を行う市場）を開設する各卸電力取引所を経済産業大臣が指定・監督できるものとし、市場運営の健全性を確保することによって、電力の卸取引の活性化を図る。

3. 太陽電池発電設備等の安全性の向上

- ① 太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、その支持物等について第三者機関（登録適合性確認機関）による工事前の技術基準への適合性確認の対象とすることで、強度等の構造の安全性を高める。
- ② 製品・施工不良等、設置者のみでは原因究明・再発防止等が困難な場合に、製造・輸入販売事業者、工事業者に必要な協力を求める措置を設ける。

- 本機関は、経済産業大臣が認定した整備等計画に対して、経済産業大臣が定める貸付基準に従い、融資を判断。
- 本機関は、融資の判断に先立ち、経済産業大臣に意見照会を行うこととなる。

第2回電力事業環境整備
ワーキンググループ（2026年
7月28日）資料4 抜粋



【参考】地内系統の種類/支援の必要性

第2回電力事業環境整備WG
(2026年7月28日) 資料4
一部修正

- 地内系統の計画的な整備を促進するにあたり、念頭に置く類型は大きく分けて2つ。
- ① データセンター設置に伴う電力需要の増加や再エネの更なる導入拡大を見据え、需要や電源の接続が確定する前から先行的・計画的に系統整備を行う事例への対応。
 - 例えば、GX戦略地域（データセンター集積型）においては、10年程度でGW級のデータセンター集積地の形成を目指し、国が需要立地の蓋然性を確認した上で地域を選定し、需要を呼び込む枠組みが設けられている。
 - このとき、需要や電源の接続希望が顕在化してから系統整備の工程を開始すると、接続までに要する期間が長期にわたり、日本の立地環境が諸外国に比して劣後する可能性。
 - そこで、系統整備を先行的・計画的に進めることと、立地を呼び込むことを並行して進めていく必要があるが、整備開始時点において、立地が確定しておらず、定量化できないリスクを含むため、一般送配電事業者等は、系統整備に必要な資金を調達できない場合がある。
- このとき、定量化できないリスクが一定程度低減されるまでは民間金融機関からの資金調達が困難であり必要な資金が不足する場合への対応（類型①）を行い、計画的な整備を促進することとしてはどうか。
- ② ①のようなリスクは無いものの、再エネの更なる導入拡大や電力需要の増加に対応するために、集中的に大規模な投資を行う事例への対応。
- このとき、民間金融機関からの資金調達を行ってもなお必要な資金が不足すると見込まれる場合への対応（類型②）を行い、計画的な整備を促進することとしてはどうか。
- 類型①は事業初期段階、類型②は需要の確定等によりリスクが一定程度低減された段階を想定しており、それぞれ認定の趣旨や対応すべき課題が異なる。このため、同一案件について類型①と類型②を同時に認定することはできないものとして整理してはどうか。

【参考】送電線等への貸付制度

- 改正電気事業法に基づく、電力広域機関による貸付は、類型①に対しては補助金を原資とし、類型②については、財政投融資を原資とすることで対応していくこととしてはどうか。
- その制度趣旨・原資の性質から貸出費用や貸出額は以下としてはどうか。

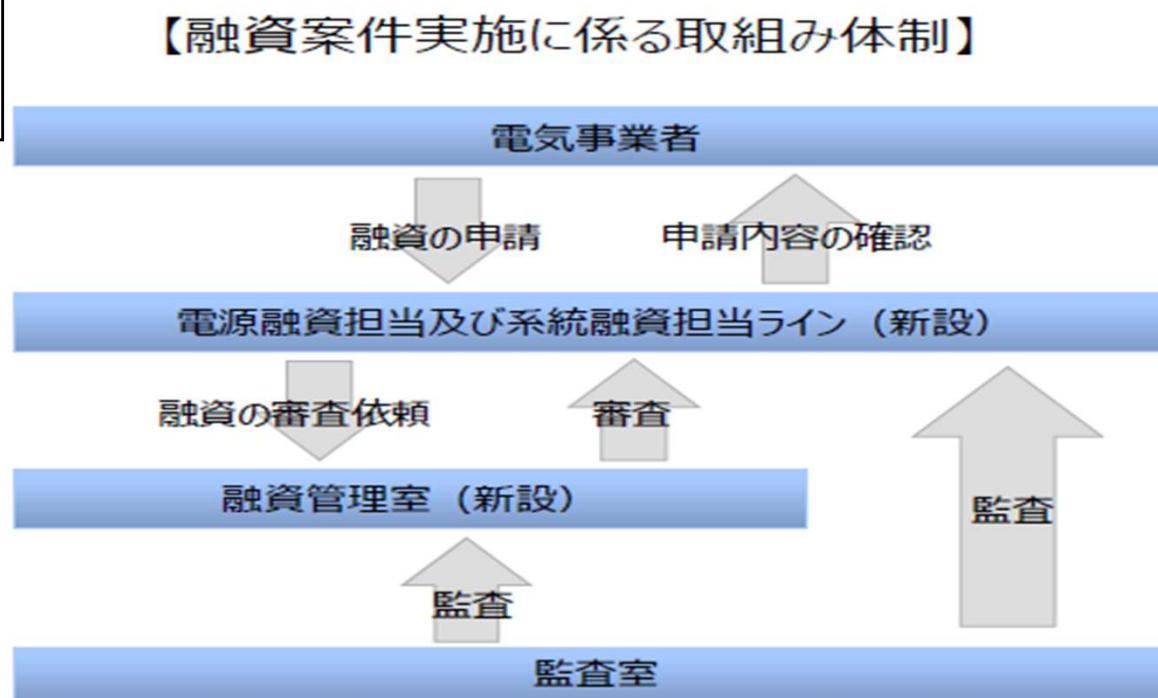
	類型①	類型②
制度主旨	需要や電源の接続希望が顕在化する前※から系統整備を先行的・計画的に進めることで、データセンター等の立地を呼び込むべく、民間調達資金が出るまでの間、整備に必要な資金（工事費の他、調査・測量費用、先行発注関連費用等）を貸し付ける。 ※GX戦略地域（データセンター集積型）など、国が需要立地の蓋然性を確認した地域の計画のみを対象とする予定。	大規模な投資が必要であり、民間金融機関からの資金調達を行ってもなお必要な資金が不足する場合に、不足する資金を貸し付ける。
主な貸出原資	補助金	財政投融資
貸出時期	整備開始から民間融資調達が可能となる時期まで	民間融資調達開始から設備運開まで
貸出額	需要の確定等によりリスクが一定程度低減され、民間金融機関からの資金調達が可能となるまでの間に必要な額	原則として融資総額の3割以下

- 財政融資を活用した融資制度は、広域機関が融資する資金を政府から借り入れるため、**国の審議会における議論を経て、民業補完性や償還確実性の確保の観点からのルールが設定**される方針。

①	融資総額	✓ プロジェクト全体の融資総額に対して3割を上限とすることを基本 ✓ 原則、単年度において融資を受ける金額の全額が広域機関による融資にはならない ✓ 事業者から経産大臣への計画申請において、広域機関及び民間金融機関からの融資も含めた資金調達計画を求め、資金調達計画の蓋然性を示す書類（民間金融機関からのLOI等）を求める。
②	金利水準	✓ 民間水準並みの金利水準。社債市場で形成される利回りを基本的な参照指標としつつ、実際の銀行融資における資金調達実態も参考とし、それぞれの特性を踏まえながら合理的な水準を設定
③	投資回収の予見性	✓ 電源については長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件であること等、系統については運転開始による安定的なキャッシュフローが見込まれることにより、投資回収の予見性が確保されていることを確認
④	リスクへの備え	✓ 民間金融機関並みの金利の徴収 ✓ 財政投融資を活用した融資業務に係る収入支出を管理するための区分経理を実施し、当該区分経理内において、一定のリスクバッファーと流動性を維持することを基本（融資総額の4%以上の純資産維持、8%以上の高流動性資産の確保）
⑤	特別会費による回収	✓ リスクへの備えによってもなお、本機関からの国庫償還が困難と認められるような万が一の場合には、一般送配電事業者から、国庫償還に必要な額を特別会費として回収

- 今回追加される融資業務は長期かつ大規模な資金供給を伴うことから、融資判断の客観性・透明性を確保しつつ、**適切な審査・モニタリング及びリスク管理を実施するためのガバナンス体制の確保が重要**となる。
- 本機関では、**企画部に電源融資担当ライン、系統計画部に系統融資担当ライン**を新設し、これらの担当ラインが事業者との調整等を担う。さらに、総務部に**融資管理室を新設して担当ラインから独立した立場で審査・与信管理を実施**する方針。また、監査室において、各部門の業務執行状況について監査を実施。

財政制度等審議会 財政投融資分科会（2025年12月5日）
資料2－1 抜粋



第2回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
電力事業環境整備ワーキンググループ (2026年7月28日) 資料4から抜粋

論点⑪ 工事概要・概算工事費の妥当性の確認

- 基幹計画の認定にあたり、整備に要する費用は、地域独占の下、託送料金として回収されることになるため、特にその概算工事費や、**工事概要の妥当性は検証される必要がある。**
- これらの妥当性を確認する主体としては、技術的な専門性を有し、類似業務※を実施しており、また、広域系統整備計画の策定業務等から系統全般に関する知見を持つ電力広域機関が適切ではないか。
- そのため、**基幹計画の認定を求める一般送配電事業者等は、工事概要及び整備に要する費用の妥当性について電力広域機関に評価を求め、電力広域機関の評価を添えて、基幹計画を経済産業大臣に提出することとしてはどうか。**

(※) 広域機関業務規程第72条：連系希望者に対して一般送配電事業者が行う接続検討について、概算工事費を含め、その検討結果の妥当性を広域機関が確認すること、必要に応じて検証することとなっている。具体的には、送電工事や変電工事について、その巨長や容量等における過去実績と比較して、差異を確認し、金額が高い場合には、地形や周辺構造物を確認する等の業務を行っている。